

# 租税条約の届出書等の電磁的提供

Issue 173, May 27, 2021

## In brief

2021年度(令和3年度)税制改正では、納税環境のデジタル化の一環として、税務関係書類の押印義務の廃止や電磁的提出の対象となる税務関係書類の拡充等の措置が図られ、所得税の軽減又は免除を受ける者の届出書等の提出手続きについても見直しが行われました。我が国では、これまでデジタル・ガバメントによる行政効率化(「経済財政運営と改革の基本方針2019」(2019年6月21日閣議決定))を推進してきましたが、今般の新型コロナウイルス感染症(以下、「COVID-19」)拡大への対応として、行政のデジタル化への取組が加速されたものと思われます。

租税条約に関する届出書等(以下、「条約届出書等」)及び添付書類(特典条項に関する付表、居住者証明書など、条約届出書等に添付すべき書類)の提出手続きについては、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(以下、「実特省令」)及び国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(以下、「国税オンライン化省令」)の改正により、一定の要件を満たす場合には、書面による提出に替えて、2021年4月1日以後は、電磁的方法による提供(以下、「電磁的提供」)が認められることとなりました。条約届出書等及び添付書類の電磁的提供に関して、国税庁のウェブサイトが開設され(租税条約に関する届出書等に記載すべき事項等の電磁的提供等について<sup>1</sup>)、「租税条約に関する届出書等の電磁的提供に関するFAQ」(以下、「FAQ」)が、2021年5月19日に公表されました<sup>2</sup>。

本ニュースレターではFAQの内容も踏まえながら、条約届出書等及び添付書類の電磁的提供の概要と適用上の留意事項を解説します。

## In detail

### 1. 行政のデジタル化の加速と令和3年度税制改正

我が国では、行政のデジタル化の推進は、デジタル・ガバメントによる行政効率化(「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について」<sup>3</sup>(2019年6月14日閣議決定))や行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定めた「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(デジタル化法)の改正<sup>4</sup>(2019年12月施行)等、COVID-19拡大以前より、取組が行われていたものであり、税務関連書類の提出に係るe-Taxの見直しが行われてきました。

<sup>1</sup> <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/denjiteikyo/index.htm>

<sup>2</sup> [https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/denjiteikyo/pdf/0021003-199\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/denjiteikyo/pdf/0021003-199_03.pdf)

<sup>3</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20190614/siryou1.pdf>

<sup>4</sup> <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg6/191011/pdf/shiryou3-2.pdf>

今般の COVID-19 の感染拡大で、行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れが浮き彫りとなり、内閣府に設置された、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）が採択した「デジタル・ガバメント実行計画<sup>5</sup>（2020 年 12 月 25 日決定）でも、行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等（書面・押印・対面の見直しに伴う行政手続のオンライン化推進、法人デジタルプラットフォームの機能拡充による法人等の手続の利便性向上等）が盛り込まれました。

このような行政のデジタル化の推進の一環として、令和 3 年度税制改正では、税務関係書類の押印義務の廃止や電磁的提供の対象となる税務関係書類の拡充等の措置が図られ、実特省令や国税オンライン化省令を含む省令の見直しが行われました。

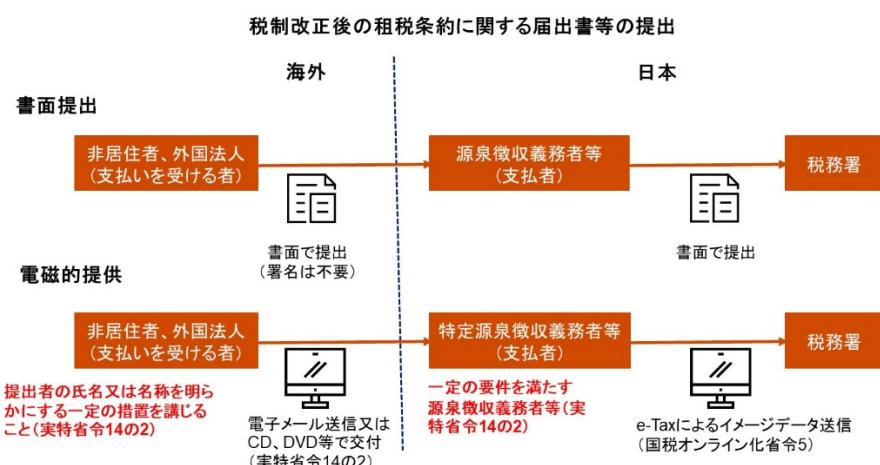
## 2. 条約届出書等及び添付書類の提出に係る改正

我が国との租税条約締約国の非居住者等（非居住者又は外国法人）が支払を受ける国内源泉所得に対する課税の免除等を受けようとするときは、条約届出書等及び添付書類をその国内源泉所得の源泉徴収義務者を経由して税務署長に提出することとされています。令和 3 年度税制改正により、令和 3 年 4 月 1 日以後の提出について、①書面で提出する場合の署名は不要とされ、②一定の要件を満たす場合には、書面による提出に代えて電磁的提供ができることとされました。電磁的提供の対象となる届出書等は図表 2 に示す通りです。

条約届出書等及び添付書類の非居住者等から源泉徴収義務者等<sup>6</sup>への条約届出書等及び添付書類の電磁的提供については改正後の実特省令で、源泉徴収義務者等から税務署長への電磁的提供については改正後の国税オンライン化省令で、電磁的提供に係る要件等が定められています。

なお、外国居住者等所得相互免除法に関する届出書等（「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の取決め」に適用）についても同様の改正が行われています。

【図表 1 令和 3 年度税制改正後の条約届出書等及び添付書類の提出方法】



<sup>5</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/201225/siryou8.pdf>

<sup>6</sup> 源泉徴収義務者その他の者（実特省令 14 の 2①三十七又は三十九に掲げる届出書の提出にあっては、これらの号に規定する規定の非居住者又は外国法人）

### 3. 非居住者等から源泉徴収義務者等への条約届出書等及び添付書類の電磁的提供

実特省令第14条の2により、届出書等提出者(非居住者又は外国法人で、条約届出書等の提出をする者)が、氏名又は名称を明らかにする措置を講じており、源泉徴収義務者等が一定の要件を満たす場合(特定源泉徴収義務者等)には、条約届出書等の書類を当該源泉徴収義務者等に対して電磁的提供により提出することができることとされました(FAQ1)。条約届出書等の添付書類についても、届出書等提出者から源泉徴収義務者等に電磁的提供により提出し、当該源泉徴収義務者等はe-Taxによるイメージデータ送信により提出することができます(FAQ2)。

【図表2 電磁的提供の対象となる条約届出書等】

条約届出書等
租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)
租税条約に関する特例届出書(上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)
租税条約に関する届出書(譲渡収益に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)
租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)
租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)
租税条約に関する申請書(外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予)
租税条約に関する届出書(外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減)
租税条約に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除)
租税条約に関する届出書(自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除)
租税条約に関する届出書(国際運輸従事者の給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除)
租税条約に関する届出書(教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)
租税条約に関する届出書(退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)
租税条約に関する届出書(所得税法第161条第1項第7号から第11号まで、第13号、第15号又は第16号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除)
租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く)
租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債用)
租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用)
免税芸能法人等に関する届出書
※上記に係る添付書類についても、電子提出の対象となる。

(出所: 日本租税研究協会 財務省主税局担当官による令和3年度税制改正(国際課税に関する改正について)解説(2021年4月23日)資料を基にPwC税理士法人作成)

【図表3 非居住者等が電磁的提供を行う場合の要件】

用語	定義(実特省令14の2)
特定源泉徴収義務者等	次に掲げる要件を満たす源泉徴収義務者等 ① 届出書等提出者が行う電磁的方法による届出書等記載事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていること ② 提供を受けた届出書等記載事項について、その提供をした届出書等提出者を特定するための必要な措置を講じていること ③ 提供を受けた届出書等記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること
電磁的方法	① 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者等の使用に係る電子計算機と受信者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて、その提供すべき届出書等記載事項に係る情報(届出書等記載情報)及び以下の情報又は電磁的記録(添付書類記載情報)を併せて送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 I. 届出書等提出者作成添付書類記載事項、当該届出書等提出者作成添付書類記載事項に係る情報 II. 第三者作成添付書類記載事項、当該第三者作成添付書類記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録 ② 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製する受信者ファイルに届出書等記載情報及び添付書類記載情報を記録したものを交付する方法
氏名又は名称を明らかにする措置	① 非居住者若しくは外国法人が届出書等記載情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該届出書等記載情報と併せて源泉徴収義務者等に送信すること(電子署名方式) ② 非居住者若しくは外国法人が、源泉徴収義務者等から通知を受けた識別符号(当該届出書等提出者又は当該非居住者若しくは外国法人を他の者と区別して識別するための符号)及び暗証符号を用いて、当該源泉徴収義務者等に届出書等記載情報を送信すること(ID・PW方式) ③ 非居住者若しくは外国法人が、その提供の際、源泉徴収義務者等に届出書等提出者等確認書類(官公署から発行され、非居住者若しくは外国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるもので、6月以内に作成されたものに限る)を提示し、同一者であることについて当該源泉徴収義務者等の確認を受けること(確認書類の提出による本人確認方式)
電子署名	電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名
電子証明書	電子署名を行つた者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録

なお、COVID-19感染拡大の影響により、居住者証明書の取得が困難である状況に鑑み、COVID-19が沈静化するまでの当面の対応として、①源泉徴収義務者等が非居住者等の居住者証明書の写し(おおむね1

年以内に発行されたもの)を提出する方法、②届出書の余白部分に、当該証明書を後日提出する旨の記載を行って届出書を提出する方法(非居住者等が源泉徴収義務者等の関連会社等で条約相手国の居住者であることが明らかな場合)が認められています(「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ15-2」<sup>7</sup>)。

### (1) 届出書等提出者の氏名又は名称を明らかにする措置

届出書等提出者の氏名又は名称を明らかにする措置とは、①非居住者若しくは外国法人が届出書等記載情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該届出書等記載情報と併せて源泉徴収義務者等に送信すること(電子署名方式)、②非居住者若しくは外国法人が、源泉徴収義務者等から通知を受けた識別符号(当該届出書等提出者又は当該非居住者若しくは外国法人を他の者と区別して識別するための符号)及び暗証符号を用いて、当該源泉徴収義務者等に届出書等記載情報を送信すること(ID、パスワード方式)、③非居住者若しくは外国法人が、その提供の際、源泉徴収義務者等に届出書等提出者等確認書類(官公署から発行され、非居住者若しくは外国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるもので、6月以内に作成されたものに限ります)を提示し、同一者であることについて当該源泉徴収義務者等の確認を受けること(確認書類の提出による本人確認方式)、のいずれかをいいます(FAQ4)。

ID、パスワード方式では、源泉徴収義務者において、識別符号(ID)等により非居住者等を区別して識別できる状態にある必要があります(FAQ5)。

### (2) 電磁的方法

届出書等提出者による条約届出書等の電磁的提供の方法は、以下のいずれかの方法とされています(FAQ7)。

- ① 電子メールを利用する方法(電子メールにより、源泉徴収義務者等の使用するパソコン等に条約届出書等のデータを送信し、源泉徴収義務者等のこれらのパソコン等に備えられた受信者ファイルに記録する方法)
- ② CD、DVD 等の磁気媒体等に記録して交付する方法(条約届出書等に記載すべき事項等を記録した CD、DVD 等の光ディスク、磁気ディスク等に記録して交付する方法)

①の方法による場合、イメージデータで送信する第三者作成添付書類(居住者証明書等)は、解像度や画像の階調について一定の要件を満たす PDF 形式のファイルによることとされています(FAQ6)。条約届出書等及び第三者作成添付書類以外の添付書類に記載すべき事項等に係る電磁的記録の要件については、法令上の定めはありませんが、源泉徴収義務者等が税務署長に e-Tax によるイメージデータ送信を行う場合における電磁的記録の要件については、条約届出書等及び添付書類に係る全ての電磁的記録がイメージデータの要件(解像度や画像の階調について一定の要件を満たす PDF 形式のファイル)を満たす必要がありますので、非居住者等から電磁的提供を受ける場合については、条約届出書等及び第三者作成添付書類以外の添付書類についても上記①から③までの要件を満たした電磁的記録により提供を受けることが推奨されています(FAQ6(注))。

### (3) 特定源泉徴収義務者等

特定源泉徴収義務者等とは、以下の要件をすべて満たす源泉徴収義務者等です(FAQ8)。

- ① 届出書等提出者が行う電磁的方法による届出書等記載事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていること

<sup>7</sup> <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/04.htm#q4-15-2>

<sup>8</sup> 解像度が 200dpi 相当以上であり、赤色、緑色及び青色の階調が 256 階調以上(24 ビットカラー)であること。

- ② 提供を受けた届出書等記載事項について、その提供をした届出書等提出者を特定するための必要な措置を講じていること
  - ③ 提供を受けた届出書等記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること
- ③の要件について、記載すべき事項がコード化されているなどの理由により、映像として表示された内容(文字・数字等)を解読できないような状態にある場合は、必要な措置が講じられていないことになります(FAQ9)。

#### 4. 源泉徴収義務者等から税務署長への条約届出書等及び添付書類の電磁的提供

令和3年度税制改正による、電磁的提出の対象となる税務関係書類の拡充等の措置として、国税オンライン化省令について以下の改正が行われました。

- ① 電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等のうち申請書面等記載事項を入力して送信できないものについて、申請書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録(イメージデータ)を送信することにより、申請等ができる(省令5)。
- ② 電子情報処理組織を使用する方法により申請等(国税庁長官が定めるものに限る)を行う者は、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、認定特定電子計算機に備えられた特定ファイル(クラウドデータ)に申請等情報を記録し、かつ、税務署長に対して、その特定ファイルに記録されたその申請等情報を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与することにより、その申請等ができる(省令4条、5の2)。
- ③ 申請等において氏名等を明らかにする措置の範囲に、税務署長に対して、特定ファイルに記録された申請等情報を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与して、申請等を行うことが追加された(省令6)。

上記の①により、源泉徴収義務者等が非居住者等から条約届出書等及び添付書類を書面で提出を受けた場合も、e-Taxによるイメージデータ送信が可能となりました。e-Taxによるイメージデータ送信を行う場合の電磁的記録は、イメージデータの要件(解像度や画像の階調について一定の要件を満たすPDF形式のファイル)を満たす必要があります(FAQ6)。

イメージデータ送信に当たっては、その電磁的記録に記録された情報に源泉徴収義務者等が電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を付して送信する必要があります(FAQ10)。これは、源泉徴収義務者等が非居住者等から条約届出書等及び添付書類の電磁的提供を受けて、e-Taxによるイメージデータ送信場合も同様です(FAQ10)。イメージデータ送信の対象となる書面及び送信の手続き等については、e-Taxホームページ<sup>9</sup>で情報が掲載されています。

源泉徴収義務者等による条約届出書等の保存については、条約届出書等を非居住者等から、①電磁的提供を受けた場合は、非居住者等から書面により条約届出書等の提出を受けた場合の取扱いと同様に、源泉徴収義務者用として取り扱う、②書面により提出を受けた場合は、源泉徴収義務者等の手元に残る条約届出書等を、書面により条約届出書等の提出を受けた場合の取扱いと同様に源泉徴収義務者用として取り扱うことが望ましいとされています(FAQ11、12)。

#### 5. 電磁的提供の適用に係る留意事項

条約届出書等及び添付書類の電磁的提供は、非居住者等が源泉徴収義務者ごとに居住者証明書等を取得して提出する手間が省け、すべてオンラインで送信できる等、事務負担軽減のメリットがある一方で、書面提出の場合に比して、適用要件がかなり厳格となっています。これは、なりすましによる提出や情報漏洩等

<sup>9</sup> [https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki\\_unsupported.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported.htm)

のセキュリティーの問題等に対応する措置として手当されているものです。税務関係書類のみならず、書類のデジタル化、オンライン化を進める上では、セキュリティーリスクへの対応が十分に取られている事が今後更に重要となっていくことと思われます。

---

**Let's talk**

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**PwC 税理士法人**

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
高野 公人

パートナー  
鬼頭 朱実

ディレクター  
浅川 和仁

ディレクター  
荒井 優美子

ディレクター  
西川 真由美

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.